

企画研究小委員会規程

平成20年11月15日 地域安全学会理事会承認

改正平成26年11月 7日 地域安全学会理事会承認

(総 則)

第1条 本会が、自主的に実施する調査・研究等（以下「企画研究」という）を進める場合は、この規程によるものとする。

(企画研究の目的)

第2条 企画研究は、地域社会の安全性の向上に寄与し、かつ本会会員の研究活動活性化に役立てることを目的とする。

(企画研究テーマの募集)

第3条 研究運営委員会は、企画研究のテーマの募集について発議し、本会理事会の承認を得て、学会員への公募を行う。

2. 前項の規定にかかわらず、研究運営委員会は、本会経常予算の措置を要しない企画研究テーマに限り、学会員からの提案申請があれば、随時これを受理する。
3. 企画研究テーマ提案書にはつぎの事項が記載されていなければならない。

- (1) 企画研究テーマの名称、目的および計画案
- (2) 企画研究の実施期間（2年または3年）と予算案
- (3) 企画研究テーマを実施する組織案（主査名ならびに委員候補者名数名）
- (4) 主査となる者の連絡先
- (5) その他必要と認められる事項

(企画研究テーマの選考)

第4条 研究運営委員会は、第3条に基づいて受理した課題の主査ではない理事に提案課題の評価を依頼し、研究運営委員会がその総合評価に基づいて採択テーマ原案を作成し、理事会が決定する。

(企画研究小委員会)

第5条 第4条で決定したテーマに関する企画研究の実施は、研究運営委員会の下に設置した企画研究小委員会（以下、「担当企画研究小委員会」という。）がこれに当たる。

2. 各担当企画研究小委員会の主査は、当該提案書に主査として記載の者がその任を負うこととし、研究運営委員会は、採択テーマ決定後、直ちに当人に連絡する。
3. 各担当企画研究小委員会の主査は、研究運営委員会の構成員として、研究運営委員会に参画する。
4. 研究運営委員会は、本会ニュースレターやホームページを介して、企画研究小委員会の委員を公募し、企画研究小委員会主査が選考（指名）する。委員リストについては研究運営委員会に報告する。

(報告)

第6条 企画研究小委員会の成果を得た時には、本会学術講演会において研究発表を行うものとする。

2. 企画研究小委員会の主査は、年度末には、当該企画研究小委員会の活動報告及び次年度の研究計画を作成し、本会ニュースレターまたはホームページ等に掲載する。

(研究経費)

第7条 企画研究に要する経費は、第3条第2項に基づく企画研究である場合を除き、本会経常予算により措置する。

2. 経費として支出可能な費目は、消耗品購入、会議開催のための会議費、印刷費、郵送料、通信費、災害調査等での現地レンタカー等費用、委員会旅費とする。
3. 企画研究小委員会出席の旅費について年度予算の1/2を上限として支出を認める。
4. その他、支出を要する項目については、研究運営委員会において協議により対応を決める。

付 則

- 1 この規程に明記されていない事項については、研究運営委員会委員長が同委員会ならびに理事会と協議のうえ定める。
- 2 この規程は、平成20年12月1日より施行する。
- 3 この規程は、平成26年12月1日より施行する。